

公立小・中・義務教育学校における 地域住民等による学校運営・学校教育活動への参画等の状況

コミュニティ・スクール※¹の増加だけでなく、地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる取組を行っている学校が増えています。なお、このような場は全国の公立小・中・義務教育学校の6,814校（23.0%）（平成28年4月1日現在）へと広がり、昨年度から約1,700校増えています。

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中・義務教育学校

①コミュニティ・スクール
（学校運営協議会制度） **2,661校※²（9.0%※³）**

②校長の作成する学校運営の基本方針を承認し、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある
3,107校（10.5%）

③校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体がある
5,750校（19.2%）

④学校運営協議会（コミュニティ・スクール）をはじめ、学校ごと又は中学校区単位ごとに地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体がある（その会議体は、教育委員会の規則や教育委員会が定める規定等に基づき学校が作成する要綱等により設置）

（例）小中一貫・連携推進協議会、学校支援地域教育協議会 等

6,814校（23.0%）

※1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会がある学校

※2) コミュニティ・スクールに指定されている2,806校のうちの公立小・中・義務教育学校数

※3) 母数は、平成27年5月1日現在の公立小・中学校数（29,688校：H27学校基本調査より）

学校運営に参画する会議体を置く公立小・中・義務教育学校数の変化

